ルコト

三、夜業手當及永勤手當支給ノ件

イ、夜勤手當現在日給五割増額ノコト

四、定期外給ノ件

年二回トシ最低五錢以上

五、倉庫部ニ對ス賞金部製函部通リ歩増支給スルコト

六、各部共ニ缺勤者有ル場合ハ當日ノ出勤者ニ全額割當ツルコト

七、職工解雇ノ場合ハ理由ノ如何ヲ問ハズ工場委員會ニ於テ決定スルコト

八、臨時職工期間ハ滿一ケ月トシテ以上勤務者ハ本雇ニスルコト

九、解雇手當改正ノコト

イ、六ケ月未滿日給三十日分支給

ロ、六ケ月以上一ケ年未滿ハ日給四十日分

ハ、以上ハ既定ノ手當ニ準ズルコト

財團法人協調會大阪支所

ルコト

三、夜業手當及永勤手當支給ノ件

イ、夜勤手當現在日給五割増額ノコト

四、定期外給ノ件

年二回トシ最低五錢以上

五、倉庫部ニ對ス賞金部製函部通リ歩増支給スルコト

六、各部共ニ缺勤者有ル場合ハ當日ノ出勤者ニ全額割當ツルコト

七、職工解雇ノ場合ハ理由ノ如何ヲ問ハズ工場委員會ニ於テ決定スルコト

八、臨時職工期間ハ滿一ケ月トシテ以上勤務者ハ本雇ニスルコト

九、解雇手當改正ノコト

イ、六ケ月未滿日給三十日分支給

ロ、六ケ月以上一ケ年未滿ハ日給四十日分

ハ、以上ハ既定ノ手當ニ準ズルコト